

時事新報定額
時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況物
價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 一月前金五元 三月前金十元 六月前金十五元
○ 時事新報社 東京市本町三丁目

本社(寄稿)付
一 寄稿料 毎字四十四字 一日限 一日以上七日以上
一 寄稿 十三日 十一日 十日 五日

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰述するより各社同一の記事を書くるも寡からず獨
り時事新報社は社員並に通信員を以て斯類の社
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社に之を報告すれば本社に其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに進行を止むる場合も寡から
ざれば本社に記事論議を寄稿せんとする方直接に
本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

北海道の漫遊

我輩は前號の紙上に遊學旅行の圖を得て金に差支なき
人々は近くは支那朝鮮滿洲より遠くは米國邊の
遠遊を試みては如何の旨を記したれども實際に考へ
れば假令其費用を時日と内地の旅行に比して格別
の相違なきとするも生來遠遊に慣れざる身に海外の旅
行と開ては坐上に種々の想像を畫き言語も不達なれば
氣候も異なり船中の長旅は難堪にして好き同伴も見當
らず家族の者の心配も如何ならんなど兎角乙甲に思ふ
の情ある可し無理ならぬにして卒急の思立は中々
容易ならざる可きが故に其實行は篤と勤者の上として
之を來夏の談に譲り我輩は更に一般の人々に向て北海
道の漫遊を勧むるものなり北海道と内地との交通は東
北鐵道の開通以來一層の便利を増し東京上野より通し
汽車にて青森に到り津輕海峽を越えて函館より定期船
に搭じ小樽に上陸して炭礦鐵道の汽車に乗れば札幌に
達するに二晝夜を費すに過ぎず斯くて炭礦鐵道の通ず
る限り處々方々を遊覽して道中の要所を見盡し前の順
路に由りて歸京すれば往復滞在を以て一週間に充分
なりと云ふも右は頗る切詰めたる算當なれども現に實
驗したる者の實談なれば相違ある可らず往復の便利な
るは内地に於ける鐵道不通の場所と同日の談に非ざる
其上に旅店その他の設け等も亦不自由なきのみならず
函館札幌の如きは却て内地人の耳目を驚かすに足る
の結構偉觀も少なからず且その氣候の相違あるは世人
の知る所なれば夏期の旅行には最も適當の地にして或
は好奇の心に富み多少の時日を愛しまざるものには道
内未開の地に入り土人の風俗を探るなどの餘興もある
可し殊に幸ひなるは同道の發金にて來る八月一日より
北海鐵道業共進會を札幌に開き同道一切の物産を蒐
集して一は農産漁業製造等の進歩を獎勵し一は近年來
同道に於ける各事業進歩の有様を世人に示さんとの趣
向にて成る可く内地人の來觀をも望むとの事なれば
漫遊者の爲めには此上もなき好機會にして序ながら一
見して案外に利する所もある可し若し内地の人々に
して此編めに應じ漫遊を企てるもの多きに至らんか東
道の主人なる同道の當局者に於ても自から待遇の設け
あきを待す即ち汽船會社鐵道會社と特約して共進會遊

覽の客人に限り賃金を割引せしめ來遊者の便利を謀る
が如きは待客の法として随分行はる可きものと云ひながら
共進會の催しは同道の事業獎勵の爲めと云ひながら
其進歩の有様を一般の内地人に示すも目的の一に相違
なければ一人にても來客の多からんとみざる當局者の望
む所なる可ければなり又近來北海道には製糖會社の不
始末あり炭礦鐵道會社の事件もありて同道の事とあれ
ば何か一種の情實ありて一般に不整理なるが如くに云
ふものもなきに非ずと雖も開拓使の廢止以來既に十數
年を経て長官の更迭も一再のみならず施政上及び事業
上の事に就て次第に改良整理の功を見たるのみならず
近來に至りては中央政府よりの監督も行届きて一
の情實を許さざるは一般の内地と異なる所なければ同
道に限りて特に不整理不始末の廢多しと我輩の信す
るも能はざる所なればも流言一出して世評の紛々た
るは自から其故なきに非ざるが如し蓋し從來内地人の
北海道を見るは恰も他國と同様、足その地を踏まず目
その實を見ずして其耳にする所は多くは開拓使時代の
歴史談に過ぎず故に北海道の事とあれば忽ち其歴史談
より想像して判断を下すの常なれば往々事實を誤るも
と少なからず即ち世人の想像する北海道は開拓使時代
の北海道にして今年今日の北海道に非ざればなり左
の不整理云々の事實如何は姑く別問題として兎に角に
世人が北海道に對する知見は其程度頗る幼稚にして動
もすれば判断を誤るものと云ふに非ず同道の爲めに謀り
て大なる不利なれば今回の共進會の如き之を好機會
として内地より暑中の來遊を導き序ながら北海の眞面
目を示すの工夫あらんことを望むる所なり

官報

文部省令第十七號
勅令第二百四十五號(明治二十四年十二月十七日官報抄録)
政府ニテ其種目ハ主務大臣ニテ決定スルコトヲ得但シ其種目ハ主務大臣ニテ決定スルコトヲ得
文部省令第十八號
明治二十四年(十一月)文部省令第十九號小學校教員檢
定等ニ關スル規則施行以前ニ授與シタル小學校教員免許
狀又ハ之同一ノ効チ有スル小學校師範科卒業證書ニ
テ同規則施行以後一箇年間に有効期限ヲ滿スルモノ
ハ所屬ニテ再々就キテ北海道廳長官府縣知事ニ於テ
該免許狀又ハ卒業證書ノ有効期限ヲ三箇年以内定期ス
ルコトヲ得
明治二十五年七月十四日
文部大臣伯耆大木喬任
文部省令第十七號
勅令第二百四十五號(明治二十四年十二月十七日官報抄録)
政府ニテ其種目ハ主務大臣ニテ決定スルコトヲ得但シ其種目ハ主務大臣ニテ決定スルコトヲ得
文部省令第十八號
明治二十四年(十一月)文部省令第十九號小學校教員檢
定等ニ關スル規則施行以前ニ授與シタル小學校教員免許
狀又ハ之同一ノ効チ有スル小學校師範科卒業證書ニ
テ同規則施行以後一箇年間に有効期限ヲ滿スルモノ
ハ所屬ニテ再々就キテ北海道廳長官府縣知事ニ於テ
該免許狀又ハ卒業證書ノ有効期限ヲ三箇年以内定期ス
ルコトヲ得
明治二十五年七月十四日
文部大臣伯耆大木喬任

雜報

がゆる取調の點數は割合に多く既に十萬點以上を鑑査
せり而して今其取調に要したる一切の經費を此取調
濟と爲りたる點數に割當るときは一割に付き平均六錢
二厘八毛宛の勘定なり昔し探幽が古書畫の類を鑑定す
るや多きは五百四少きは百匹以上二百匹位の鑑定料を
取れり即ち當時の通貨にして其最高價は一兩一分とな
るがゆる若し之を今日の相場に換算せば餘程の金高に
上るべし然るに實物取調委員の鑑定料も云ふべき實
費は一點に付き僅かに六錢餘に過ぎず之を彼の探幽の
鑑定料に比すれば雲泥の相違あり政府の事業として
割合に經費の少かりし方ならんと成る好古家は物語れ
り
臨時博覽會事務局の困難
明年開會の米國、カゴ博
覽會出品噸數の非常に増加したると銀貨下落の爲め經
費の上に着るべき邊算を生じたるとにより博覽會事務
局は最初の目的大に阻礙して困難を感じ居るものと
既に本紙に記したるが元來同事務局の豫算にては從前
外國博覽會に我國より出品したる噸數は四百五十噸以
上に越えたるものと今年度の米國博覽會は尤も世人の
注意する所なれば從前の噸數を見積らば充分なるべ
しとて一千噸と豫定したるに實際各府縣より出願し來
るものは案外に多くして六千餘噸に達したり斯る多數
の出品は到底爲すべからざれば蓋し各府縣知事の上
京を幸に充分減額の打合せを爲し漸くにして一千七百五
十噸とせり然れども既に豫算より七百五十噸を増
加し其近年銀貨下落したれば經費の總額六十三萬圓
なれども其實米金に換算すれば四十二萬圓に過ぎず
噸數増加の上一方の經費減額したる事なれば事務局
最初の計畫は全く相違して何とぞ豫算の組立てを變せ
ざるべからず止むべからず出品保護の幾分を減するよ
り外に策なし今回我政府が出品人に保護を與ふるの厚
きは他に絶えて類例を見ざる所にして運賃を初めとし
海上保險、火災保險、倉敷料、陳列箱、會場裝飾等に至
る邊凡そ政府の負擔にして寧ろ其厚きに過ぐるの嫌あ
る程なれば其中幾分を出品人の負擔に歸せしめても差
支なき筈なれども我國の出品者は事に租れざるが故に
尙ほ此上の保護を得んとして頻りに奔走するものあり
出品人の心情の如くなれば今更ら保護を減すべから
ざる事情あり遂に事務局にては出品外の經費を振り向
けて其不足を補ふものとしたりたれども經費は限りある
ものなれば一方に移せば一方に不足を生ずるは當然に
して玆に困難なるは出品外に相當の交際をも爲し又相
當に米國の我國に對する好意にも報じ我國の今一層
廣く外國に知らしむる策の實行し難き事なり米國の我
國に對し好意を表するものと今日に始まりたるにもあ
らざれば今般の博覽會に於ては殊に好意を表して諸
事我國の便利を計り今度風風望建設の場所なるウーア
ン、アイラントの如き各國より等しく所望して殆んど
競争の傾を顯したれども遂に米政府は我國にのみ建設
を許したるが如きは即ち米國が非常の好意を以て我國
を擁護するを知るべし情義上より云ふも出品外に相當
の交際を爲して其好意に酬ゆる所あるべきは至當のふ
とにして又我國の名譽を高むるにも好機會なりと云ふ
べし他の諸外國政府は博覽會の經費我國より多くして
其大半は出品外の費用に使用するものなるに我國は全
方を出品保護の爲めに盡して其他に使用するの資金な
きは今回の博覽會に對する一欠點なりとて當局者も頗
る遺憾の思ひを爲し居るよし

時事新報定額
時事新報は毎號八面乃至十二面に於て詳細の商況物
價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 一月前金五元 三月前金十元 六月前金十五元
○ 時事新報社 東京市本町三丁目